

一般廃棄物収集運搬業許可(更新)証

住所 彦根市南川瀬町771番地

氏名 株式会社 杉本商事
代表取締役 杉本 朝幸

令和3年5月31日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可の更新申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次の条件を付して、更新を許可します。

令和 3 年 7 月 4 日

湖北広域行政事務センター
管理者 若林 正道

許可の期間	令和3年7月4日から令和5年7月3日まで	
取り扱う一般廃棄物の種類	1. 事業系可燃ごみ 2. 食品廃棄物	
営業の区域	長浜市および米原市	
事業所 (本社)	所在地	彦根市南川瀬町771番地
	名称	株式会社 杉本商事 TEL 0749-28-9206 FAX 0749-28-9272
湖北広域行政事務 センター管内 事業所 営業所	所在地	長浜市新栄町字箱田103番地
	名称	株式会社杉本商事 長浜営業所 TEL 0749-64-0525 FAX 0749-64-0630
許可の条件	裏面指示書の各条項を遵守すること。	

1. 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖北広域行政事務センター管理者に対して審査請求することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2. 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、湖北広域行政事務センターを被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖北広域行政事務センターを代表する者は、管理者です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。